

一般質問通告書要旨

清新クラブ 5 番議員 高阪康彦

(2 問目) 町界町名設定事業について

この質問は、同様の質問を平成 15 年の 9 月議会、同 16 年の 9 月議会で行っていますが、当時とは少し状況が違いますので、改めましてこの事に対し、町の考え方、方針をお尋ねをしたいと思います。

蟹江町では資料によりますと、町界町名設定推進の諮問機関として「蟹江町町界町名設定推進委員会」が設置され、この委員会から平成 8 年に道路、河川、鉄道など恒久的なもので区画した 20 区画の字界が答申され、この答申に基づき、町は町界町名設定事業の推進をしているとあります。以来、答申に添った形で、西之森 9 丁目、宝地区、舟入地区が誕生しています。

先ず質問の一つ目は、「町界町名設定推進委員会」の答申を受け、町は事業を推進していると云う事ですが、答申にはそれなりの経費もかかったと思いますし、事業をするにも費用がかかります。それをおいても、この事業を推進することは、それだけのメリットがあると云うことだと思いますが、町がこの事業を推進する背景、メリットをお尋ねをします。

二つ目は、この事業を推進する主体はどこなのか。お尋ねをします。私はこの前の選挙で多くの住民の方々から、町名が長いので何とかならないかと相談されましたが、そう思われた方は、何処へ相談に云ったら良いのでしょうか。議員でしょうか。町内会長さんでしょうか。役場でしょうか。私はこの事業の主体は町であり、町自身が積極的に推進されるのが当然であると思いますが、事業推進の主体はどこなのか。町名変更をされた三つの先進地はどうだったのかも含め、お答えをお願いします。

三つ目は、町はこの事業を推進する方策として具体的にどのような施策をされておられるのか、お尋ねをします。

又、この事業の相談があった場合、どういった指導をなされているのか、それを実現していくプロセス、マニュアルと云ったものはお持ちなのか。例えば、先ず最初に何をするのか、町名変更委員会の設置はどうするか、その役員の選任の仕方とか、どこが主導権を持つとか、住民の同意をとるための方策はどうしたらいいのか。色々あると思いますが、相談があった場合、そう言った具体的なやり方を提案して見えるのか、それとも、その地域に全部お任せなのか。お尋ねをします。

四つ目は、町名変更を実現するためには、その地域の住民の 80% の賛成が必要とありますが、これは以前の質問でおおよその目安であるとの回答をいただいています。

それで良いのか、先進地の数字ははどうだったのかを含め、お答えをお願いします。

次に町界の設定は、答申された基本図で定められていますが、実際にはその通りではない所もあると聞いていますが、この基本図は絶対的なものか、お尋ねをします。

五つ目は、本町地区の東の方は、蟹江町本町 丁目と云う地名になっていますが、その中に、ソの割、ヨの割、などの昔の名前が残った地域があります。基本図をみて、この地域も区画に該当した「本町 丁目」とした方がすっきりとすると思います。もし、この地域の人達が町名を「本町 丁目」に、変えたいと云った場合、こういった対応になるのか、お尋ねをします。
以上、5点についてお願いします。

「質問要旨」

- 1 . 町界町名設定事業を推進する背景とそのメリット。 町長
- 2 . 現実的に事業をを推進する主体は誰（何処）なのか。 担当の課
- 3 . この事業を推進する施策はなにをしているか。
事業を推進する方策の具体的マニュアルを持っているか。
- 4 . 地域住民の8割賛成はおおよその目安か。先進地はどうだったか。
町界の基本図は絶対的なものか。 担当の課
- 5 . 土地改良事業で町名変更になった本町地域で、旧地名が残っている。
接している地名にした方がすっきりすると思うがこれを変更するにはこういった条件が考えられるか。
担当の課